

離婚後面会巡り 子ら提訴

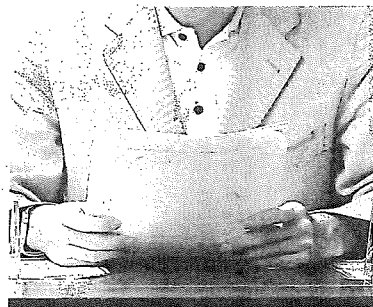
「人権侵害」国に法整備求める

離婚などで別居した親子の面会交流について、法の不備で不自由を強いられ、憲法が保障する基本的人権を侵害されたとして、十一〜二十代の子ども三人を含む男女十七人が十一日、国に一人十万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。原告側によると、面会交流を巡る訴訟は各地で起こされているが、子どもが原告となるのは初めて。

民法では父母が協議離婚する場合、一方を親権者に定めなければならないと規定。二〇一一年の法改正で、子どもとの面会交流は、子の利益を最も考慮し

て決めることが盛り込まれた。だが、実際には取り決めが守られないケースもある。原告側代理人の作花知志弁護士は「一番影響を受けるのは子どもなのに、親の都合で面会の権利を奪われている。早急な法整備を求めたい」と話した。

幼少期に両親が離婚し、母親と暮らす原告の男子中学生は、父親と半年以上会えない状態が続く。提訴後、東京都内で開かれた記者会見で「次はいつお父さんに会えるのか、日にちと時間をしっかり決めてほしい」とのコメントを出した。原告は茨城、千葉、東



提訴後に記者会見する原告の千葉県の男性。11日、東京・霞が関の司法記者クラブで

京、神奈川、静岡、京都の都府県などに居住する十一〜七十代の男女。訴状では、両親が別居しても「親と子、祖父母と孫が触れ合いの時間を持つことは基本的人権だ」と指摘。欧米と異なり、面会交流についての権利義務関係の具体的な規定がないとし「長期間放置している国の立法不作為で違憲だ」と主張している。

離婚後の面会求め 子らも提訴

親との交流制度 「国会が立法義務負うべき」

離婚などで別居した子どもと親らが定期的に会える「面会交流の制度」が不十分だとして、男女17人が11日、国に計170万円の賠償を求めて東京地裁に提訴した。子どもと会えなくなった親による同様の訴えは過去にも例があるが、この訴訟では子ども3人が初めて原告に加わった。

面会交流をめぐるのは東京高裁が8月、子どもの権利条約について「子の面会交流の権利を尊重する規定だが、親の権利を保障したものとはいえない」と判断し、親が原告となった訴えを退けた。今回は子どもが原告に参加しており、「新しい司法判断が出るかもしれない」(原告代理人の作花知志弁護士)という。

原告側は訴状で、親子らの面会ができないのは憲法が保障する「基本的人権」を侵害するとし、離婚後の親子面会の必要性を主張した。その上で、法務省や学者らでつくる「家族法研究会」が、別居中や離婚後の



面会交流の制度が不十分として提訴した原告ら＝11日午後、東京・霞が関

子どもの養育のあり方を議論していることをふまえ、新たな面会交流の制度について「国会が立法義務を負うべきだ」と訴えている。

提訴後の会見には、10歳のときから母の実家で過ごし、父と会えない時期があったという千葉県男性(20)が原告の一人として参加。母に迷惑をかけたくない気持ちから父に会いたくないと思い込んでいた当時を振り返り、「父母に甘えたい、頼りたい瞬間はある。面会制度など法律がしっかりあれば、子どもも本音を話しやすい」と話した。被告側の法務省は「コメントは差し控える」としている。(新屋絵理)